

# 再挑戦支援保証の概要

再挑戦支援保証	
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>以下に掲げる要件を満たすものであって、再挑戦支援保証の委託の申込を以下の各号に定める事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日以前に行ったもの</li></ul>
主な要件	<ol style="list-style-type: none"><li>事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもののうち、次のいずれかに該当する方</li><li>事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方のうち、次のいずれかに該当する方</li><li>事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもののうち、次のいずれかに該当する方</li><li>事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方のうち、次のいずれかに該当する方<ol style="list-style-type: none"><li>当該個人が、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する方</li><li>当該個人が、過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった方</li></ol></li></ol>
保証限度額	<ul style="list-style-type: none"><li>3,500万円（創業関連保証を合算して3,500万円）</li></ul>
保証期間	<ul style="list-style-type: none"><li>10年（据置期間1年以内を含む）以内</li></ul>
保証料率	<ul style="list-style-type: none"><li>各信用保証協会所定の信用保証料率を適用</li></ul>
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"><li>担保：不要、保証人：必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。</li></ul>
保証割合	<ul style="list-style-type: none"><li>100%保証</li></ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>「創業・再挑戦計画書」、「資格要件申告書」及び「資格要件確認資料（廃業届出書、商業登記事項証明書等）」の提出が必要。詳細は各信用保証協会へお問い合わせください</li></ul>